

## 新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

2020年7月29日

ブランディングテクノロジー 株式会社

2020年7月29日

東京都渋谷区南平台町15番13号帝都渋谷ビル4階  
ブランディングテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 木村 裕紀

当社は、2020年7月14日付で作成した新設分割計画に基づき、2020年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営むブランド事業の一部であるコンテンツマーケティング及び自社メディア運営に関する事業が有する権利義務の一部を、新たに設立する株式会社ファングリー（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

本件分割に関する事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項）

別紙「新設分割計画書」に記載のとおりです。

### 2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号）

本件分割に際して、新設分割設立会社は、当社に対して1,500株を発行し、そのすべてを当社に割当交付します。かかる株式数については、新設分割設立会社が発行するすべての株式を当社が取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設分割設立会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。また、本件分割後の新設分割設立会社の資本金及び準備金については、本件分割により新設分割設立会社に承継予定の資産及び負債の額、新設分割設立会社の財務基盤等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

### 3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当事項はありません。

### 4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設分割設立会社の債務（当

社が新設分割により新設分割設立会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,770,603千円、負債の額は693,860千円であります。

本件分割により、当社が新設分割設立会社に承継させる資産の額は約21,829千円、負債の額は約4,948千円の見込みであります。

2020年3月31日以後本件分割の効力発生日までの増減、及び効力発生日後の見通し等を勘案いたしましても、効力発生日以後、当社及び新設分割設立会社ともに、資産の額が負債の額を上回る見通しであり、その債務の履行に問題はないものと見込んでおります。

8. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときは、変更後の事項を直ちに開示いたします。

以上



## 新設分割計画書

ブランディングテクノロジー株式会社（以下「当社」という。）は、当社のブランド事業の一部であるコンテンツマーケティング及び自社メディア運営に関する事業（以下「本事業」という。）が有する権利義務の一部を、新たに設立する株式会社ファングリー（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第 1 条（新設会社の定款で定める事項等）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙 1「株式会社ファングリー定款」に記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は東京都渋谷区南平台町15番13号帝都渋谷ビルとする。

### 第 2 条（新設会社の設立時取締役及び設立時代表取締役の氏名）

1. 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。  
取締役 松岡 雄司
2. 新設会社の設立時代表取締役は次のとおりとする。  
代表取締役 松岡 雄司

### 第 3 条（新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に関する事項）

1. 新設会社は、本件分割に際して別紙 2「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。
2. 前項の規定による当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、本件分割後、当社は承継する債務について一切の責任を負わない。

### 第 4 条（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,500株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

### 第 5 条（新設会社の資本金等の額）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりである。

- |            |             |
|------------|-------------|
| （1）資本金の額   | 15,000,000円 |
| （2）資本準備金の額 | 6,829,248円  |
| （3）利益準備金の額 | 0円          |

#### 第 6 条（分割期日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

#### 第 7 条（簡易分割）

当社は、会社法第805 条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本件分割を行う。

#### 第 8 条（競業避止義務）

当社は、分割期日後においても会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

#### 第 9 条（事情変更）

本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

#### 第 10 条（その他の事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

以上

2020年7月14日

東京都渋谷区南平台町15番13号帝都渋谷ビル4階  
ブランディングテクノロジー株式会社

代表取締役 木村 裕紀





# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ファングリーと称し、英文では、FUNGRY , inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンテンツの企画、立案、制作、配信、販売
2. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営及び販売総合コンサルティング業務
3. インターネットメディアを利用した各種情報提供サービス
4. 広告、宣伝に関する企画、制作、掲載及び広告代理業
5. 総合コンサルティング業務デザインの考案
6. セールスプロモーションの企画、立案及び制作
7. デザインの考案
8. 商取引の媒介・取次ぎ又は代理
9. フリーランサーのための事業の管理
10. 電子出版物の提供
11. コンピュータデータベースへの情報編集
12. セミナーの企画・運営又は開催
13. オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供
14. コンピュータハードウェア及びコンピュータソフトウェアの販売
15. コンピュータ及びモバイルとその付属品の販売、保守及び輸出入業
16. 人材育成及び職業能力開発のための教育事業及びそのコンサルティング業務
17. インターネット、雑誌等を利用した広告業務、各種情報提供サービス及び各種情報資料の収集
18. インターネットのドメイン取得代行業
19. インターネットでのサーバの設置及びその管理業務
20. インターネットを利用した音楽、動画、映像等の配信に関する企画、開発、制作、販売、運営及び管理並びにそれらの受託

- 21. インターネットによる通信販売
- 22. 各種イベントの企画及び運営に関する業務
- 23. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5万株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2. 当社は、自己の株式の取得について会社法第160条1項の規定による決定をするときは、同条2項及び3項の規定を適用しない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権



を引き受ける者の募集をする場合において、その募集要項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は株主総会の決議によって定める。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第11条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第13条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき、同様とする。

（基準日）

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

### (招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の前1週間前（会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる場合には2週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3. 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

### (決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (株主総会の決議等の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

## 第4章 取締役および代表取締役

（取締役の員数）

第22条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任方法）

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び社長）

第25条 当会社に複数の取締役を置く場合、取締役の互選によって、代表取締役を選定し、その者を社長とする。複数の代表取締役が選定された場合は、それらの者の中

から社長を1名選定する。取締役1名のみを置いた場合はその者を代表取締役とし、社長とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当金)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間等)

第28条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年3月31日までとする。

(定款に定めがない事項)

第30条 本定款に定めがない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用及びその他権利義務は以下のとおりとする。

なお、対象資産及び対象債務の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本新設分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で、新設会社に承継する。

### 1. 承継する資産

流動資産 15,000,000円

固定資産 6,829,248円

### 2. 承継する負債

流動負債 4,948,817円

固定負債 0円

### 3. 承継する契約上の地位

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

### 4. その他

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。

### 5. 労働契約上の権利義務

新設会社は、本件事業に従事する全ての従業員のうち、本新設分割の効力発生日において在籍しているものについては、その全員について当社から新設会社へ雇用契約を継承する。

以上